令和2年3月30日 持続可能な生産消費形態のあり方検討会

持続可能な生産消費形態のあり方検討会中間取りまとめ

1. はじめに

近年、台風の巨大化等による大規模災害が頻発していることから、 気候非常事態を宣言した国内自治体が 15 を超えるなど、地球環境へ の関心が急速に高まっている。金融業界では、ESG 投資に係る動きが 急速に拡大し、経済界では、環境を本業に組み込み、環境と経済の好 循環を構築しようとする動きが加速している。

国際的には、2015年の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標 (SDGs) が採択された。その目標の中に、気候変動への対応等ととも に、「持続可能な生産消費形態を確保する(つくる責任 つかう責任)」が位置付けられており、地球規模の課題に対応するため、生産と消費 の両輪を持続可能なものとしていくことが強く求められている。

我が国の農山漁村は、生物多様性の保全や景観・文化の維持という 役割も果たしている。その中で、地球温暖化対策や生物多様性の保全 など、持続可能な生産に取り組む地域・事業者はいるものの、農林水 産物や食品については、生活必需品である上、サプライチェーンが延 伸し、生産現場での取組や努力が生活者に見えにくくなっている。生 活者にとっては、より安価な商品や手厚いサービスが当たり前となり、 自らの消費行動が生産から廃棄までの段階で誰かの犠牲の上に成り 立っている可能性を想像することが難しくなっている。

環境との調和なくして農林水産業・食品産業の持続的な発展は見込まれない。このため、検討会では、生活者が、自らの日々の選択が環境や社会に与える影響を認識し、より持続的な商品を志向することで、持続可能な生産消費と経済成長の好循環を生み出す状態をあるべき姿と捉えた。その実現を目指して、一次産業に関連するサプライチェーン、メディア、持続可能な消費に関わる活動をしている方々を検討委員とし、持続可能な生産消費形態の実現方策を検討した。

本検討会では、急激な人口減少が見込まれる我が国において、持続可能な社会を次の世代に継承するため、文化的側面も踏まえて、具体

的にどのような消費行動を促していくべきか、グローバルな取引を視野に入れた「かなえたい未来」の姿からバックキャスティングで議論を行った。

2. 持続可能な消費の実現に向けて

生活者の満足度を維持・向上しつつ、持続可能なサービス・商品を提供することで、サプライチェーンに関わる全ての関係者がより充足感を得られ、現在だけでなく次の世代も豊かに暮らすため、「スペンドシフト '〜サステナブルを日常に、エシカルを当たり前に!〜」を掲げ、2025年までに、全ての生活者が持続可能なサービス・商品を利用し、全ての事業者が持続可能なサービス・商品を扱うようになることを目指す。

3. 具体的な取組

上記を実現するために、生産者・食品関連事業者の意識向上と持続可能な事業活動、農林水産物・食品のサプライチェーン上で使用されるプラスチック製品等の削減や再生利用、サステナビリティに係る情報の見える化、生活者の行動変容につながる(1)~(8)の取組を実施する。

各取組の実行に当たっては、海外の先進事例等も踏まえつつ、デジタル技術を最大限活用するとともに、必要な場合には、国及び地方公共団体等による適切な支援を行っていく。また、既に取り組んでいる事業者の負担軽減に配慮する。加えて、成果を最大化するため、因果関係を整理した上で影響の大きい事項に優先的に取り組むとともに、ターゲット別に異なる手法で働きかける等、取組の実施方法についても工夫する。

実施体制については、関係者の主体的な取組及び関係者間の連携を 促進するため、個々の取組の成果や全体の活動状況を共有できる体制 (サステナブルチーム(仮称)の立ち上げ、ウェブサイトの設置等) を構築する。

(1) 周知・世論づくり~もりあげる~

¹ スペンドシフト:消費によりパラダイムを変化させること。

- ① 持続可能な生産と消費を促進するための「サステナブルデー」を 創設する。【企業、メディア、民間団体等、農林漁業者、地方公 共団体、農林水産省、関係省庁】
- ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会前後において、時宜を得た情報発信を行う。また、2025 年開催予定の大阪万博等の国際イベントと連携した情報発信・取組を行う。【国際機関(UNEP、FAO など)、企業、メディア、民間団体等、地方公共団体、農林水産省、関係省庁】
- ③ 生活者や様々な関係者の行動変容を促進するため、子どもから社会人まで主体的に学べる教材を作成する。(例:消費行動が環境や経済に与える影響を可視化する「消費者活動マップ」、各地域の特産物等の活用)【民間団体等、教育機関、地方公共団体、農林水産省、関係省庁】
- (2)優れた取組・仕組みの横展開~ほめる~
 - ① 持続可能なサービス・商品を扱う地域、生産者、事業者の表彰を 行う。(例:食品ロス削減、地産地消の促進等)【企業、地方公共 団体、民間団体等、農林水産省、関係省庁】
 - ② 農山漁村における環境創造の取組や持続可能なビジネスを発掘する。【企業、民間団体等、農林漁業者、地方公共団体、農林水産省、関係省庁】
 - ③ 政府において、補助金申請時の採択要件や加点要素に環境の視座 を取り込む等優遇措置に係る検討を行う。【農林水産省、関係省 庁】
- (3) 生産者と生活者の関係性の再構築~つなぐ~
 - ① 子ども等を対象に体験農園等を活用した農業教育や、教育ファーム等を通じた農林漁業体験の中で、生産者との交流を促進する。 【農林漁業者、企業、教育機関、民間団体等、農林水産省】
 - ② 持続可能な消費やエシカル消費に関する教育及び啓発を行っていく。(例:イベント、ワークショップ、生産振興や消費拡大の取組のうち、SDGs に関連した取組)【教育機関、民間団体等、農林水産省、関係省庁】
 - ③ 様々な形で生産者と生活者の関係性を創出・強化する仕組みを構

築する。(例:生産者と生活者をつなぐ共創の場、地域通貨等の活用)【教育機関、企業、地方公共団体、民間団体等、農林水産省】

(4) 人材育成~育てる~

- ① 事業者等が行う社員研修の中に、持続可能な生産消費等について 学ぶことができるカリキュラムを組み込む。加えて、社員研修や 福利厚生プログラムの中に、農林水産業の現場等を体験できる機 会を促進する。【教育機関、農林漁業者、企業、NGO/NPO、民間団 体等、農林水産省】
- ② 持続可能な取組を行う事業者・自治体等に対し、企画力・発信力 を高めていく研修や、関係者間の情報交換の場を設ける。【教育 機関、企業、地方公共団体、NGO/NPO、民間団体等、農林水産省、 関係省庁】
- ③ 持続可能な生産や消費に取り組むグループを育成する。【教育機関、地方公共団体、NGO/NPO、民間団体等、農林水産省】

(5) 過剰供給の見直し~やめる~

- ① 取引先や顧客に対して過剰な包装・サービスを行わないことで、 資源及びエネルギーの使用を低減させる3Rを促進する。【企業、 NGO/NPO、民間団体等、農林水産省、関係省庁】
- ② 小売店での「売切れ」の許容や、宴会場での「食べきれる量の提供」、飲食店での食べ残した料理の「持ち帰り」を促進する世論を醸成する【メディア、企業、NGO/NPO、民間団体等、農林水産省、関係省庁】
- ③ 生産や流通段階において、共有可能な機材等を簡便に融通できる 仕組みを活用・促進する。(例:シェアリングエコノミー、貨客 混載)【企業、NGO/NPO、民間団体等、農林水産省】

(6) 持続可能な仕組みづくり~工夫する~

- ① 農林水産・食品産業分野の各企業・業界団体等の多様かつ先進的な取組事例を発信・共有する。(例:プラスチック資源循環アクション宣言)【農林水産省、企業、NGO/NPO、民間団体等】
- ② 生産から消費までのサプライチェーンの各現場で廃棄されてい

る資源に着目して、それらを生活者まで届ける取組を促進する。 (例:未利用魚等、規格外品)【教育機関、企業、地方公共団体、 NGO/NPO、民間団体等、農林水産省、関係省庁】

- ③ 循環型社会の形成に向け、廃棄物を資源として循環させ、その比率を向上させる。(例:飼料、肥料への活用等)【企業、地方公共団体、NGO/NPO、民間団体等、農林水産省、関係省庁】
- ④ 国内の食品産業等の持続可能な取組が国内外の投資家、顧客、取引先に評価されるよう、情報発信する。【企業、NGO/NPO、民間団体等、農林水産省、関係省庁】

(7) 商品表示/認証~自慢する~

- ① 消費者の選択に資するよう、トレース可能なサステナビリティに 関する情報の商品表示について検討を行う。【企業、NGO/NPO、民 間団体等、地方公共団体、農林水産省】
- ② 購入時に、サービス・商品の背景情報を得られる仕組みの導入を促進する。(例:ブロックチェーン等の活用)【企業、NGO/NPO、民間団体等、地方公共団体、農林水産省】
- ③ 水産エコラベルや有機 JAS、森林認証など持続可能性に配慮した製品のストーリーを生活者が認知できるように、そのストーリーについてサプライサイドが積極的に発信するとともに、これら認証自体の知名度を向上させる。【企業、NGO/NPO、民間団体等、農林水産省、関係省庁】

(8) その他

上述した取組に加え、持続可能な消費を促すための様々な取組について推進する。(例:食品ロス削減や、地産地消などフードマイレージを減らすことにつながる商品の購入に対するインセンティブの付与、小売店等における現代型の量り売り)【企業、地方公共団体、NGO/NPO、民間団体等、農林水産省、関係省庁】

4. おわりに

持続可能な世界の実現に向けて、SDGs のゴールである 2030 年は 通過点にすぎない。今の社会を形成する私達には、2030 年以降をも 見据え、生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を未来の子 ども達に継承していくために、3. で示した取組以外にもやるべきことはたくさんある。

科学技術の発展はめざましく、社会の状況は刻々と変化していることから、「持続可能」の具現化した姿も変化していく可能性がある。より持続可能性が高まる方向であれば、その変化は歓迎したい。

自然資本²から生み出される生態系サービスの恵みなしに、私達の生活は成り立たない。しかし、これらの見えにくい価値を、私達はあまりにも見えないままにし、経済の外側に放置してきた。気候非常事態にも直面して、今、ここから、具体的な取組を加速させていくことは、今を生きる私達の、未来への責務である。見過ごされてきた価値を見える化し生活者に訴求していくこと、サプライチェーンの先の先まで想像して、生活者も、生産者・食品関連事業者も元気になれる仕組みを構築すること、誰も犠牲にしない仕組みを編み出すこと、これらの実現に、多様な関係者が互いに連携して取り組んでいくことは、ますます重要となる。

あらゆる立場の私達一人一人が、今も未来も、都市も農山漁村も、 持続的に発展可能となる仕組みを、足元の一歩から作り出していこ うではないか。 (了)

6

² 自然資本:自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方。森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本のこと。